

【保存版】ご家庭へお持ち帰りください。

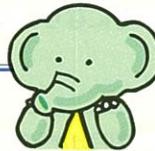


- ご退職のみなさまへ P1~P3
- ご家族が就職等されたときは届出を P3
- 新たに採用された方の提出書類 P4
- 特定健康診査・特定保健指導の実施について P4~P5
- 出産費・家族出産費の支給額の変更 P5~P6
- 各種改正等のお知らせ P6~P8
- 共済センターへのご連絡先等 P8

共済センターからのお願い

現在も旧組合員証(紙製・もえぎ色)がお手元にある方は、至急、共済センター(被扶養者・任継担当)まで返送してください。

ご退職の皆さまへ



退職を迎える皆さま、長い間の勤務大変お疲れさまでした。

退職に伴い、**日本郵政共済組合(共済センター)**に提出等が必要な書類、手続等をご案内するため、3ページにわたって特集します。ぜひご一読の上、ご活用ください。

あわせて、共済組合ホームページにも退職手続に関する特集コーナーを開設していますのでご覧ください。(ホームページのアドレス等は最終ページに掲載しています。)

なお、「退職金の支給、社宅の明渡等、財形貯蓄、雇用保険、郵政福祉等に関する事務」は、共済センターでは行っておりませんので各会社支店・郵便局等の庶務担当者等にご確認ください。

① 退職届&退職共済年金に必要な手続について

退職される方は、退職時の状況によって手続が異なります。

「退職届」及び「退職共済年金」について、ご自身の状況に合わせて手続をお願いいたします。

また、60歳未満で退職される方は「退職届」及び「退職事由等に関する申告書」が、60歳以上で退職される方は「退職共済年金決定請求書」及び「退職事由等に関する申告書」が必要です。様式については、共済組合ホームページからダウンロードして印刷するか共済センターにお問い合わせください。(様式掲載先:式紙・様式類集一年金様式)

《退職時の状況》

(1) 60歳未満で退職する方 ⇒ 退職共済年金の請求はまだできません。

| 退職時の状況 | 必要書類等 |
|--|--|
| 60歳未満で退職する方 ※国民年金(又は厚生年金等) への加入手続が必要となります。 →次ページ「国民年金への加入手続」の項目を参照してください。 | ①退職届(「退職届」は、将来の年金受給に備え、重要となる組合員期間を登録するための大切な書類です) ②退職事由等に関する申告書(退職日の翌日以降に所属長等が証明したもの。以下同じです。) ※退職の日から3ヶ月以内に60歳に到達し、退職共済年金の受給権が発生する場合は、①の書類は不要です ですので、次の(2)の表をご覧ください。 ※退職した翌日に他の 国家公務員共済組合 に加入する場合は、①②の書類は不要です。再就職先に郵政の共済組合員期間がある旨申し出てください。 ※退職した翌日に 地方公務員等共済組合 に加入する場合は、「転出届」と②の書類をご提出ください。 |
| 60歳未満で退職し、在職中に「障害共済年金」が決定されている方 | ①退職届 ②退職事由等に関する申告書 ③障害共済年金受給権者退職届★ ④厚生年金保険の被保険者等届★ ⑤決定している障害共済年金証書(原本)★ |

(2) 在職中に60歳を迎えられている方 ⇒ 退職共済年金の請求が必要です。

(退職届の提出は不要です。ただし、在職中に障害共済年金が決定されている方は、退職日以降に上記(1)の★印の書類及び「障害者特例請求書」を年金請求書類に添付してください)

| 種別 | 退職時の状況等 | 請求の内容 | 必要書類等 |
|-----------------|------------------------------------|--------------------|-------------------------------|
| 退職共済年金が決定されている方 | ・平成21年3月末で定年退職 ・再雇用フルタイム勤務社員を退職 | 退職日以降、「改定請求」を行います。 | ①退職共済年金改定請求書 ②退職事由等に関する申告書 |

| 種別 | 退職時の状況等 | 請求の内容 | 必要書類等 |
|-------------------|---|--|--|
| 退職共済年金がまだ決定していない方 | 平成21年3月末で定年退職 | 退職日の翌日以降、退職共済年金の「決定」と「改定」の「同時請求」を行います。 | ①退職共済年金決定請求書(新規用) ②退職事由等に関する申告書 ※定年退職後、再就職により厚生年金に加入される方は、「標準報酬月額等届」が必要です。 |
| | 平成21年3月末で定年退職した後、引き続き、再雇用フルタイム勤務社員などで共済組合に加入される方。 ※特定局長などで60歳以降も引き続き在職の方も右欄の請求をお願いします。 | 60歳の誕生日以降、「在職中請求」を行います。 ※再雇用フルタイム勤務社員を退職後、改定請求を行います。 | ①退職共済年金決定請求書(新規用) ②退職事由等に関する申告書 |
| | 平成21年3月末で定年退職した後、日を置いて再雇用フルタイム勤務社員等になり、共済組合に加入する方。 | 退職日の翌日以降、退職共済年金の「決定」と「改定」の「同時請求」を行います。 ※再雇用フルタイム勤務社員を退職後、改定請求を行います。 | ①退職共済年金決定請求書(新規用) ②退職事由等に関する申告書 ③再就職届 |

退職共済年金は、60歳到達の翌月分から支給されますが、当センターで請求書を受け付けてからこれを審査し、その後、国家公務員共済組合連合会において審査の上、決定されます。したがいまして、請求者のもとに年金証書が届くまで、通常3~4ヶ月程度を要します(4月は請求者が多いため、決定まで時間がかかることが予想されます)ので、ご了承ください。

なお、年金の定期支給期は偶数月の15日(休日等の場合は前営業日)ですが、決定時において未支給の年金がある場合は、次の定期支給期を待たずに随時送金されます。

共済組合ホームページに
より詳しい情報を掲載しています。

●退職共済年金の受給要件 共済のしくみ・各種サービス — 退職のとき — 特別支給の退職共済年金
●請求方法・請求に関するQ&A 式紙・様式類集 — 年金様式

【担当:年金担当】

2 国民年金への加入手続き

退職により、共済組合員の資格を喪失すると同時に、国民年金の第2号被保険者資格も喪失します。60歳未満で退職した方(引き続き厚生年金に加入する方を除く)は国民年金第1号被保険者の加入手続きが必要です。60歳未満の被扶養配偶者で国民年金の第3号被保険者となっていた方も、組合員の資格喪失と同時に国民年金第3号被保険者の資格を喪失しますので、国民年金の第1号被保険者の加入手続きが必要です。

*任意継続組合員は短期(健康保険)のみの被保険者です。本人及び被扶養配偶者とも国民年金加入の手続きが必要です。

*国民年金加入手続き及び照会はお住まいの市区町村窓口で行っています。

3 退職後「任意継続組合員」をご希望される方へ

任意継続組合員となるためには、退職日から20日以内に掛金の納付が必要です。掛金は共済センターから送付する所定の払込用紙で納付していただくため、必ず退職日から10日以内に「任意継続組合員となるための申出書」を共済センター(被扶養者・任継担当)へ送付してください。

なお、退職月の翌月から掛金の前納を希望される場合は、退職月の末日までに掛金を納付する必要があるため、必ず退職日から10日前までに「任意継続組合員となるための申出書」を共済センター(被扶養者・任継担当)へ送付してください。

所属している郵便局(支店等)のご担当者へ提出されても任意継続の手続きは出来ませんので注意ください。

また、退職後に引き続き再雇用フルタイム勤務社員となる方は、共済組合員の資格は喪失しませんので任意継続組合員になることはできません。

「任意継続組合員となるための申出書」は共済組合ホームページから印刷するか、共済センターにお問い合わせください。

【担当:被扶養者・任継担当】

4 組合員証等は退職時に返納してください

退職後は、速やかに組合員証(被扶養者分を含む)、限度額適用認定証(該当者のみ)及び特定疾病療養受療証(該当者のみ)を、共済センター(被扶養者・任継担当)あて返納してください。退職(資格喪失)後に組合員証等を病院で使用すると共済組合負担分を返納していくことになります。

なお、任意継続組合員となることを申し出た場合は、任意継続用の組合員証(被扶養者分を含む)が送付されるまでの間、現在使用の組合員証等を使用できますが、任意継続用組合員証受領後は、速やかに返納してください。

再雇用フルタイム勤務社員として退職後も継続して勤務される方は引き続き現在の組合員証を使用してください。

【担当:被扶養者・任継担当】

5 退職時に貸付残高がある方は、退職手当から控除します

共済貸付・財形貸付を受けている方が退職日現在に貸付金残高がある場合は、退職手当から貸付金残高を一括控除します。(個別の手続は必要ありません。)

なお、退職手当から貸付金残高の全額を一括控除できない場合は、別に払込通知書を送付しますので、最寄の郵便局で払い込んでください。

【担当:宿泊・貸付担当】

6 団体積立年金保険「みらい」に加入している退職者さまへ

4月24日頃までに、団体積立年金保険「みらい」に加入している定年及び勧奨退職の皆さまのご自宅あてに「退職時の手続等のご案内冊子」等を共済センターから郵送いたしますので、同封の「給付金請求書」に必要事項を記入の上、共済センター宿泊・貸付担当「みらい」係までご返送ください。

なお、定年及び勧奨以外の退職の方は、共済組合ホームページをご確認の上、個別に手続きをお願いします。

[送金目安]請求書が5月8日に共済センターへ到着した場合、6月中旬～下旬の送金予定となります。請求書に不備が生じた場合は、送金が遅れますのでご注意ください。

【担当:宿泊・貸付担当】

助成カード1枚につき、KKR宿泊施設は1人1泊5,000円の利用料金が助成されます。有効期間(2年間)内に是非ご利用ください。

※注2参照

なお、助成カードの交付には申請が必要です。(申請は1回限りです)交付を希望される方は、様式「KKR宿泊施設利用助成カード請求書」を共済センター(助成担当)へ送付してください。様式は、共済組合ホームページから印刷するか、共済センターへ請求してください。

注1 退職日又は再雇用フルタイム勤務社員としての雇用終了日が、平成21年4月1日以降の方については、引き続き任意継続組合員となつた方に限り申請できます。

注2 ゆうりそうと京都(洛翠)にも使えますが、(この場合、助成カード1枚につき1人1泊7,000円の助成)、平成21年5月10日で営業終了となるため、5月9日宿泊分をもってご利用を停止させていただきます。

注3 助成カードの再交付は、いかなる場合においても行いません。

【担当:助成担当】

7 KKR宿泊施設が利用できる助成カードを交付します

共済組合員期間20年以上で退職した方は、KKR宿泊施設が利用できる助成カードの交付を申請することができます。(退職日の翌日付けで引き続き再雇用フルタイム勤務社員として雇用された方については、再雇用フルタイム勤務社員としての雇用期間終了後、申請できます) ※注1参照

ご家族が退職・就職したときには、被扶養者申告書の提出をお忘れなく!

年度の変わり目を迎え、ご家族(被扶養者)の方が退職・就職等により扶養状況に変更があったときは、「被扶養者申告書」に確認資料(写)を添付の上、事実発生日から30日以内に共済センターへ提出してください。

提出先等はお間違いなく! 「被扶養者申告書」の送付先は共済センター(被扶養者・任継担当)です。所属局(支店等)の総務担当(集約センター等)ではありません。なお、扶養手当受給(取消)の手続きをするときは、必ず被扶養者認定(取消)の手続きを忘れずに行ってください。

(1)被扶養者とは

組合員の収入によって生活している子供や配偶者などの家族は、「被扶養者」として医療などの保険給付を受けることができます。被扶養者になるためには、法律などで決まっている一定の条件を満たすことが必要です。また、会社の扶養手当や税法上の扶養家族とは基準が異なります。

(2)被扶養者の認定基準

被扶養者として認定を受けるためには、次の要件をすべて満たす必要があります。

●被扶養者として認定できる範囲内にいる人(三親等内の親族)

※1 配偶者(内縁を含む)、子、父母、孫、祖父母及び弟妹の直系尊属

※2 前記※1以外の三親等内の親族(義父母、兄姉等)、内縁の配偶者の父母、子※2の親族は組合員と同居であることが条件です

●主として組合員の収入で生計を維持している人《組合員が主としてその家族の生活費を負担していること》

●所得が定められた限度内にある人《向こう1年間の所得推計額が130万円未満(月額108,334円未満)の人》

ただし、60歳以上の年金受給者及び障害年金受給者(年齢制限なし)の特例措置該当者の方は180万円未満(月額150,000円未満)

【所得とは、その人の年間ににおける総収入額です。】

給与収入(通勤手当及び賞与を含む)／雇用保険の失業等給付(基本日額3,612円未満は除く)／年金収入(厚生・国民・共済・農業・船員・遺族・障害・恩給・企業・労災補償・個人年金等)／事業収入(農業・漁業・商業・工業等の自営業、保険外交等の自由業)／不動産収入(土地・家屋・駐車場等の賃貸収入等)／その他、投資収入、傷病手当金、雑収入等

ただし、一時的所得(退職金や不動産売却金等)については、所得額には含みません。

●他の健康保険に加入していない人

(3)新たに被扶養者にしたいとき

●採用時に被扶養者がいる場合 ●子どもが生まれたとき ●自営業を廃業したとき ●退職したとき ●結婚したとき

●同居したとき ●収入が減少したとき ●雇用保険の支給が終了したとき等

注意 事実発生日から30日を超えて「被扶養者申告書」を提出された場合は、共済組合がその届出を受けた日が認定年月日になりますので、ご注意ください。

(4)被扶養者を扶養から外したいとき

●就職したとき ●死亡したとき ●子ども等が結婚したとき ●離婚したとき ●別居したとき

●他の健康保険に加入したとき ●収入が増加したとき ●雇用保険(日額3,612円以上)の受給を開始したとき等

●長寿(後期高齢者)医療制度に加入したとき(75歳以上の方(一定以上の障害のある方は65歳以上))

当該被扶養者の方の組合員被扶養者証を共済組合へ返却してください。

被扶養者として資格を喪失したと認められる日以後、組合員被扶養者証を使用して医療機関で治療等を受けた場合は、共済組合が負担した医療費等について返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

【担当:被扶養者・任継担当】

新たに採用された方にご提出いただく書類(該当者に限ります)

日本郵政グループ各社(独立行政法人等を含む)に新たに採用された社員の皆さまは、共済組合員となります。下記に該当する方は、採用後すぐに次の書類を共済センター(各担当)へ送付してください。

| 提出様式名 | 提出が必要となる該当者 | 様式通番／担当 |
|---|--|-------------------------------------|
| (1)基礎年金番号届出書 ※必ず採用日から30日以内に提出してください。 | 基礎年金番号が付番されている方 ・20歳以上の方 ・20歳未満で公的年金に加入したことのある | 組合員資格様式の「資格管理-02」 (担当:標準報酬担当) |
| (2)被扶養者申告書及び確認資料 ※必ず採用日から30日以内に提出してください。 | 採用時、被扶養者がいる方 ※前項「ご家族が退職・就職したときには、被扶養者申告書の提出をお忘れなく!」と併せてご確認ください。 | 組合員資格様式の「被扶養者-01」 (担当:被扶養者・任継担当) |
| (3)国民年金第3号被保険者該当届 ※(2)被扶養者申告書及び確認資料と併せて送付してください。 | 配偶者(20歳以上60歳未満)を被扶養者として認定する方 | 組合員資格様式の「国民年金-01」 (担当:年金担当) |
| (4)組合員転出・転入届書 | 地方公務員等他共済組合から引き続き国家公務員共済組合員となった方 | 年金様式の「28」 (担当:年金担当) |
| (5)組合員異動報告書(その1) ※所属長(担当者)が提出する書類です | 総合人事情報システムの適用を受けない方 | 組合員資格様式の「資格管理-01」 (担当:標準報酬担当) |

(注1)提出書類は共済組合ホームページの「式紙・様式類集」にあります。

(注2)書類の送付先は最終ページに記載しています。

(注3)4月1日に新たに採用された場合、組合員証(組合員本人の保険証)は、4月中旬以降、ご自宅にて郵送します。なお、組合員証の交付を受けるための手続きはありません。(組合員被扶養者証を除きます。)

(注4)組合員被扶養者証(被扶養者の保険証)は、上記「被扶養者申告書」等の書類を共済センター(被扶養者・任継担当)へ提出し、被扶養者として認定さ

れなければ交付されません。組合員被扶養者証発行までの期間は、申請書類提出後、概ね2~3週間かかりますので、あらかじめご了承ください。

(注5)組合員証又は組合員被扶養者証の交付を受けるまでの間に、医療機関で診療を受ける場合は、お手数ですが、医療費を全額自己負担していただき、様式「療養費・家族療養費請求書」に「診療報酬領収済明細書・歯科」または「診療報酬領収済明細書・医科」を添付して、医療費の還付を共済センター(給付担当)へ提出してください。

21年度特定健康診査・特定保健指導の実施について

生活習慣病を予防・発見するための特定健康診査と、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の改善・予防を目的とする特定保健指導を実施します。

被扶養者の方にも
組合員本人から
必ずお知らせください

特定健康診査について(組合員本人[社員]には特に手続はありません)

| 1 | 特定健康診査の対象者

次の(1)と(2)の両方を満たす場合に限り、対象者となります。

(1)組合員(社員)・任意継続組合員とそれぞれの被扶養者の方で、平成21年度に満40歳から74歳になる方(昭和10年4月1日から昭和45年3月31日生まれ)

※75歳になる方(昭和9年4月1日から昭和10年3月31日生まれ)は、誕生日の前日までに特定健康診査を受診できる場合に限り対象

(2)受診日現在、組合員資格を喪失していないこと、又は、被扶養者認定を取消されていないこと

※(2)に該当した場合は、後日、特定健診の受診料(全額)を支払っていただく場合があります。さかのぼって組合員資格を喪失した、又は、被扶養者認定を取消された場合も同様です。

②申請書のチェック項目を確認して、必要事項を記載してください。

※チェック結果が全て「はい」の方に限り、特定健康診査受診券を送付します。

③申請書を送付してください。

※受診を希望する日の約20日前には共済センター(助成担当)に届くように、余裕を持って送付してください。

④共済センターから特定健康診査受診券(受診券)が送付されます。受診券とともに健診機関のご案内が同封されています。

※受診日現在、組合員資格を喪失している、又は、被扶養者認定を取消されている場合は、受診券を共済センター(助成担当)に返送してください。

⑤ご案内した健診機関の中から、受診を希望する健診機関を選択し、特定健康診査の予約をしてください。

⑥予約した健診機関で受診してください。自己負担額はありません。

※特定健康診査以外の検診(乳がん・子宮がん検診など)をあわせて受診する場合は、それらの検診のための自己負担が発生する場合があります。詳しくは健診機関にお尋ねください。

⑦受診結果が健診機関等から送付されます。

※受診者本人に「特定健康診査受診結果通知表」として送付されます。また、共済組合にも電子データで通知されます。

| 2 | 特定健康診査の受診方法

(1)組合員本人

事業所で実施する定期健康診断を受診してください。特に手続はありません。

(2)被扶養者と任意継続組合員(その被扶養者を含む)

①「特定健康診査受診券発行申請書」(申請書)を共済組合ホームページからダウンロードしてください。

※インターネット環境がない方は、共済センターに電話で請求してください。

特定保健指導について

特定保健指導とは、特定健康診査の結果に基づき、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方を対象に、生活習慣を見直すサポートを行うものです。

|1| 特定保健指導の対象者

次の(1)と(2)の両方を満たす場合に限り、対象者となります。

(1)定期健康診断又は特定健康診査の結果を、メタボリックシンドローム診断基準と特定保健指導階層化基準(共済組合ホームページ又は4月以降に送付する共済組合案内冊子「ゆうゆうライフMY共済」をご覧ください)に照らし、特定保健指導の対象となった場合

(2)(1)のうち共済組合が後日指定する条件(年齢等)に該当した場合

|2| 特定保健指導の利用方法

(1)組合員本人

対象となった方には、郵政健康管理センターからの連絡により、動機付け支援又は積極的支援のどちらかを受けていただきます。

(2)被扶養者と任意継続組合員(その被扶養者を含む)

①対象となった方には、共済センターから特定保健指導利用券(利用券)とお知らせ等を送付します。

※利用日現在、組合員資格を喪失している、又は、被扶養者認定を取消されている場合は、利用券を共済センター(助成担当)に返送してください。この場合は、後日、特定保健指導の料金(全額)を支払っていただく場合があります。さかのぼって組合員資格を喪失した、又は、被扶養者認定を取消された場合も同様です。

②ご案内した実施機関の中から、利用を希望する実施機関を選択し、特定保健指導の予約をしてください。

③予約した実施機関で特定保健指導を受けてください。
※利用者負担は3割です。初回に実施機関等の窓口でお支払いください。なお、料金は実施機関により異なります。利用前に実施機関にご確認ください。

④指導結果が実施機関等から送付されます。共済組合にも電子データで通知されます。【担当:助成担当】

**平成21年1月1日から
産科医療補償制度が開始されたことに伴い、
出産費・家族出産費の支給額が変更になりました。**



概要

平成21年1月1日から産科医療補償制度が開始され、平成21年1月1日以降に産科医療補償制度に加入している医療機関等で当該制度の補償対象期間において、医学的管理下で在胎週数第22週以降に出産(死産を含む)した場合は、当該制度の加入分娩機関において当該制度の運営組織である、財団法人 日本医療機能評価機構に対する掛金(出産児1人につき3万円)納付義務が発生します。

これに伴い出産費用が増加することを踏まえ、国家公務員共済組合制度の改正が行なわれ出産費・家族出産費の支給額が出産児1人につき38万円(35万円+3万円)になりました。

この制度改正は、出産費・家族出産費の受取代理制度においても適用されます。

なお、平成20年12月31日以前の出産、産科医療補償制度に加入していない医療機関等での出産及び産科医療補償制度に加入している医療機関等において医学的管理下での出産ではあるが在胎週数第21週以前の出産又は補償対象期間外の出産であった場合は、出産費・家族出産費の支給額は出産児1人につき35万円です。

産科医療補償制度とは

1 産科医療補償制度創設の目的

産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償の機能と脳性麻痺の原因分析・再発防止の機能とを併せ持つ制度として創設されました。

2 「産科医療補償制度」に関するお問い合わせ窓口

運営組織：財団法人 日本医療機能評価機構

電話：03-5800-2231

受付時間：午前9時～午後5時(土曜日・日曜日・祝日を除く)

ホームページアドレス：<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>

→このホームページから制度概要、補償内容、産科医療補償制度に加入している医療機関を確認することができます。

※出産費・家族出産費の支給に関しては、これまでどおり郵政共済組合コールセンターへお問い合わせください。

請求方法について

支給額が38万円となる「出産後の請求」については、請求方法が次のとおり変更になりますので注意してください。
なお、支給額が38万円となる「出産費・家族出産費の受取代理制度」については、出産後に医療機関から共済組合へ送付される「分娩費請求書」に産科医療補償制度加入機関(産科医療補償制度の対象分娩)である旨のスタンプが押されるため請求方法に変更はありません。
また、支給額が35万円となる請求についても請求方法に変更はありません。

《請求方法が変更となるケース》

平成21年1月1日以降に産科医療補償制度に加入している医療機関等で当該制度の補償対象期間において、医学的管理下で在胎週数第22週以降に出産(死産を含む)の出産後の請求方法:支給額38万円

提出書類

この制度改正による変更点です。

- 様式「出産費・家族出産費請求書」(医師等の証明を受けてください)
- 産科医療補償制度加入機関(産科医療補償制度の対象分娩)である旨のスタンプが押された「分娩費領収書の写し」
※当該の「分娩費領収書の写し」をもって38万円で支給する要件が満たされていることを共済組合で確認します。提出がない場合は35万円での支給となりますので、提出忘れのないように注意してください。
- 出産者の共済組合における資格取得又は喪失の時期に応じて該当する場合は、様式「出産費・出産一時金の受給に関する申立書」(被扶養者が被扶養者認定後6か月以内に出産したとき用)、様式「出産費・出産一時金の受給に関する申立書」(元組合員が資格喪失後6か月以内に出産したとき用)を提出してください。

【担当:給付担当】

各種改正等のお知らせ



(1) 共済組合掛金率の改定

平成21年4月から共済掛金率が次のとおり改定されます。
(適用日／平成21年4月1日)

注意:共済掛金率は現段階の予定率です。変更される可能性もあります。【担当:標準報酬担当】

| 共済掛金 | 改定後 | 現行 |
|-------|------------|-------------|
| 短期掛金率 | 33.33／1000 | 35.33／1000 |
| 介護掛金率 | 3.76／1000 | 4.70／1000 |
| 長期掛金率 | | 75.125／1000 |

長期掛金率は平成21年9月から75.77／1000に改定されます

(2) 被扶養配偶者人間ドックの助成対象年齢を引き下げます

被扶養配偶者(任意継続組合員の被扶養配偶者を除く)が人間ドックを受診した際、検診費を共済組合が助成しています。
平成21年4月検診分から次のとおり助成対象年齢を引き下げます。

【担当:助成担当】

| 検診日 | 対象年齢 |
|--------------|-----------|
| 平成21年4月1日以降 | 検診日満30歳以上 |
| 平成21年3月31日まで | 検診日満35歳以上 |

(注1)年度内1回限り、20,000円を限度として助成します。

(注2)次の検診必須5項目を満たした人間ドック検診が助成対象となります。

- ①循環器系理学検査(例:血圧・心電図・中性脂肪等)
- ②胃腸管系理学検査(例:胃X線・胃カメラ・便潜血検査等)
- ③肝機能検査(例:GPT・GOT・r-GTP等)
- ④糖尿病検査(例:血糖・尿糖・ヘモグロビンA1C等)
- ⑤眼科(例:眼底・眼圧等)

(注3)オプションによる各種腫瘍マーカー(血液による検査)やPET検査は助成対象外です。

(注4)助成金は組合員本人の給与口座に送金しますが、その口座を解約した方には、個別に対応いたしますので、共済センターへ連絡してください。

(注5)平成21年度中に満40歳から74歳になられる被扶養配偶者の方は、特定健康診査検査項目も満たす人間ドックを受診してください(平成20年度と同様)。

(3)がん検診費助成金請求方法等のお知らせ

組合員及びその被扶養者(検診当日満30歳以上)が、がん検診(胃がん・子宮がん・乳がん・肺がん・大腸がんの5検診に限る)を受検した際、検診費(交通費等含み検診1項目につき3,500円限度)を共済組合が助成しています(年度内1回限り)。ただし、助成対象となる交通費は、公共交通機関を利用し社会通念上経済的かつ合理的な方法によるものに限りますので、自家用車のガソリン代、高速料金及びタクシー料金等は対象外です。

なお、血液検査である各種腫瘍マーカーやPET検診等は助成対象外ですので、検診の内容を確認のうえ、検診費助成金請求を行ってください。

※詳しくは、共済組合ホームページをご覧いただくな、共済センターへお問い合わせください。

【担当:助成担当】

(4)共済貸付の申し込み手続きが一部変更になりました

平成20年12月1日以降の申込から共済貸付の申込み手続が次のとおり変更されていますので、貸付申込予定の方は書類送付前に今一度ご確認ください。

【担当:宿泊・貸付担当】

- 1 普通貸付で30万円以下の申込及び特別(結婚)貸付の申込について、見積書の添付が必要になりました。
- 2 普通・特別貸付申込書及び一般住宅・特別住宅申込書に「送金予定日・退職予定日についての了知事項の確認」欄を追加しました。
- 3 普通・特別貸付申込書に「貸付金受領後の届出(領収書の提出)についての了知事項の確認」欄を追加しました。

(5)育児休業手当金について

① 育児休業手当金(その2)は、育児休業期間中でも請求できます。

育児休業手当金(その1)の支給期間満了から引き続いて6か月経過したときに、共済組合員の資格を有していた場合(任意継続組合員を除く)は、育児休業手当金(その2)が請求できます。

なお、育児休業手当金(その2)は「育児休業手当金(その1)の支給期間満了から6か月経過したとき」から2年間請求を行わないときは、給付を受ける権利が時効となり給付を受けることができなくなりますので、請求忘れのないようご注意ください。

② 平成20年10月1日以降に、育児休業を開始した場合の育児休業給付はハローワークへの請求となります。

平成20年10月1日以降に育児休業を開始した場合は、育児休業給付は所属事業所の総務担当を通じて雇用保険(ハローワーク)への請求となりますので、共済組合からの支給はありません。

ただし、平成19年9月30日以前から引き続き共済組合員である場合で、休業開始前2年間に賃金支払日数が11日以上の月が12か月未満であるためにハローワークから「育児休業給付受給資格否認通知書」が交付されたときは、共済組合から支給を受けることができます。

【担当:給付担当】

(6)「電話による健康相談」のご紹介～お悩み・お困りのことを、気軽にご相談ください～

(ご利用できる方は、日本郵政共済組合員とその被扶養者です)【担当:助成担当】

| 名 称 | 利用できる事項 | 電話番号 | 受付時間(記載の曜日に限る) |
|----------------------|-----------------------------|--------------|---|
| 「心の健康電話相談」 | メンタルヘルスに関する相談 | 0120-84-5225 | 月～金曜日 午前9時～午後9時 土曜日 午前10時～午後6時 |
| 「電話健康相談」 | 健康・医療・福祉等に関する相談 | 0120-36-2772 | 24時間・年中無休 |
| 「育児・介護・税務・暮らしに関する相談」 | 育児・介護・税に関すること・暮らしに関すること等の相談 | 0120-530-110 | 育児・介護：24時間・年中無休 税・暮らし：月～金曜日 午前10時～午後6時 |

(注1)受付時間は平成21年3月現在のものです。最新の情報は、共済組合ホームページ(「共済のしくみ・各種サービス」「電話健康相談」)又は共済組合案内冊子「ゆうゆうライフMY共済」をご確認ください。

(注2)この電話番号はフリーダイヤルですが、携帯電話・PHSからは利用できません。

(注3)相談に関する秘密は厳守されます。

(8) ゆうりぞうと京都(洛翠)の営業終了のお知らせ

ゆうりぞうと京都(洛翠)は、平成21年5月10日をもって営業終了することとなりましたのでお知らせします。(5月10日の日中(5月9日ご宿泊分)までは営業を行っていますのでどうぞご利用ください)

【担当:宿泊・貸付担当】

(9) KKR年金情報提供サービス開始のお知らせ

国家公務員共済組合連合会(KKR)が年金情報の提供を始めました!

KKR年金情報提供サービスでは、インターネットを通じてご自身の組合員期間、標準報酬月額及び年金額試算等の閲覧ができます。

詳しくは、KKRホームページ(<http://www.kkr.or.jp/>)をご確認ください。

【担当:年金担当】

(10) ゆうゆうライフMY共済を発行します

共済組合の各種制度や手続きについてお知らせする「ゆうゆうライフMY共済」(2009年版)を発行します。

配付対象は、平成21年4月1日現在、郵政共済組合の組合員または任意継続組合員の方です。

なお、この冊子は共済組合員ご本人対し1部を配布します。被扶養者の皆さんにご覧いただくためにも、ご自宅にて保管してくださいますようお願い申し上げます。 【担当:総務担当】



郵政共済組合(共済センター)へのご連絡先など

共済組合の事務は、郵政グループ各社の全社員につきまして、共済センターで集中処理を行っています。

各種サービス等を受けるための各種申請及び届出は、勤務先を経由することなく、組合員ご本人が共済組合ホームページから様式をダウンロードする等して直接、共済センターに送付していただくことになっておりますので、漏れのないようお願いします(郵送料は組合員負担となります)。

各種申請・請求書類のあて先は…

〒330-0081

埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
郵政共済組合共済センター ○○担当 あて
※必ず担当名を記載してください。

電話による照会は…

郵政共済組合コールセンター
048-600-1050(代表)

(受付時間: 平日午前9時30分~午後6時)

※各担当の電話番号へお問い合わせいただいても、
全てコールセンターで受け付けます。

午前9時30分から10時及び午後1時から2時までの間は特に電話が集中します。

また、各種請求の締切日前後など、時期的にご照会が集中し、電話がつながりにくいことがあります。

その際は、時間帯(時期)をずらしてお問い合わせくださいますようご協力を願いいたします。

◎コールセンター受付時間の変更(延長)のお知らせ
コールセンターのサービスの向上のため、4月1日から受付時間を30分早め、**午前9時~午後6時**に変更します。

最新情報の確認・様式などの入手は…

郵政共済組合ホームページ

<http://www.yuseikyosai.or.jp/>

皆さまからお寄せいただいたご照会などを参考に随時更新しています。

式紙・様式類や各種手続きのご案内を掲載していますので、申請及び届出を行う前に必ずご覧ください。

また、インターネットをご利用になれない方への様式送付など各種ご要望・お申出は、郵政共済組合コールセンターで受付いたします。

共済センターで取り扱わない業務は…

共済センターでは下記の取扱は行っておりませんので、電話照会や書類送付の前に今一度ご確認ください。

なお、これらの取扱については所属事業所の総務担当にご確認ください。

【共済センターにて取り扱わない業務】

- 給与支給にかかる手当の認定・取消
- 退職手当金額の計算、支給等 ●社宅の貸与、明け渡し等
- 財形貯蓄 ●雇用保険

※郵政福祉に関するお問い合わせについては、

郵政福祉ホームページ、情報誌(Rin Rin)等をご参照ください。

郵政福祉ホームページアドレス:<http://www.yuseifukushi.or.jp/>